

(報道発表資料)

令和 7 年 2 月 1 7 日

京 都 市 建 設 局

担当：建設企画部建設企画課
電話：075-222-3551

令和 6 年度京都市公共事業評価を踏まえた今後の対応方針

京都市では、公共事業の実施過程の透明性を確保し、市民のみなさまへの説明責任を果たすため、事業の各段階において評価を実施しています。

この度、令和 6 年度の再評価^{※1}及び事後評価^{※2}対象事業について、京都市公共事業評価委員会から「令和 6 年度公共事業の評価に関する意見書」が提出されたことを踏まえ、対応方針を定めました。

1 再評価対象事業

種別	事業名	対応方針
道路事業	一般国道 4 7 7 号（大布施拡幅）	事業休止
道路事業	一般国道 1 6 2 号（川東拡幅）	事業継続
河川事業	新川	事業継続

2 事後評価対象事業

種別	事業名	対応方針
街路事業	北泉通 （松ヶ崎東通～川端通）	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要
道路事業	先斗町通（無電柱化）	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要

※1 事業着手後、一定期間を経過した公共事業について、必要に応じて事業の見直し等の検討を行うもの

※2 事業完了後、一定期間を経過した公共事業について、事業実施に伴う事業効果等の検証を行うもの

<参考>資料の公開

「令和 6 年度京都市公共事業評価 対応方針」、「令和 6 年度公共事業の評価に関する意見書」等は、総合企画局情報化推進室情報公開コーナーに加え、以下の京都市情報館ホームページでも御覧いただけます。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000275806.html>